平成２９年（フ）第３９０号
福岡市博多区板付４丁目10番１―108号
破産者　熊上　直亮
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２０号
福岡県宗像市東郷１丁目10番17号　バレーパイン宗像101号
破産者　佐藤　圭祐
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４０号
福岡県朝倉市甘木2378番地１　Ｆ243
破産者　加藤　利美
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５号
京都府福知山市字前田33番地　市営南佳屋野団地Ｈ棟302号、前住所京都府福知山市字堀2758番地　ハイツリバーパレス205号
破産者　久保亭こと　久保　定良
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第１３６５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4665番地３　センターフジⅠ―102号
破産者　高橋　和彦
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４０５号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目46番地７
破産者　植村　京子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９４６号
札幌市豊平区中の島１条４丁目１番15号　ルミナス７号
破産者　司辻　孝洋
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９号
札幌市西区西町北１丁目６番５―102号
破産者　西　　友明
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５８号
札幌市白石区北郷１条11丁目２番１号
破産者　山本　秀律
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８６号
札幌市清田区清田６条２丁目23番30号　ウィズタウン５―103号
破産者　澁谷　政一
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４７号
宮城県岩沼市相の原３丁目２番1612号、従前の住所宮城県岩沼市松ケ丘２丁目16番地の７―202
破産者　佐々木隆広
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
山形県最上郡鮭川村大字川口2602番地
破産者　田中　幸一
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第３号
福島県会津若松市行仁町10番12号　川瀬マンション102、申立時の住所福島県会津若松市東山町大字湯本字下原233番地
破産者　川瀬美奈子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘６丁目11番地11
破産者　太田　誠人
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
埼玉県草加市吉町２丁目７番35号　パティーナ草加203号、旧住所埼玉県草加市手代町1041番地４　ドミールシャルマン106号
破産者　平　　清之
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
兵庫県姫路市北原247番地　サニーサイド205
破産者　間島　順子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１７号
兵庫県姫路市玉手２丁目426番地　メゾネットシンフォニーＢ―２
破産者　廣瀬　祐子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４８号
兵庫県姫路市網干区田井183番地２
破産者　前田縫製こと　前田マスミ
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４９号
兵庫県姫路市網干区田井183番地２
破産者　前田かおり
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部